様式第１６号の９（第１７条の１０関係）

美幌町選挙管理委員会告示第　　号

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第３０条の１５において準用する同法第３０条の規定により再調製する在外選挙人名簿の調製、異議の申出に対する決定及び確定に関する期日及び期間は、次のとおりである。

　　　　　　　　年　　月　　日

美幌町選挙管理委員会委員長　氏名

１　調製期日　　　　年　　月　　日

２　異議の申出に対する決定期限　　　　年　　月　　日

３　確定月日　　　　年　　月　　日